

特 殊 健 康 診 断

動 向

1. 労働安全衛生法関係；大幅な改正が行われた労働安全衛生法は、平成17年11月2日に公布され、平成18年4月1日に施行された。関係するものとしては、
 - (1)健康診断実施後の措置等（法第66条の5関係）；特殊健康診断を含めて、健康診断実施後の措置の例として、医師等の意見を衛生委員会等へ報告することが追加された。衛生委員会等の活性化の観点もあるとのことである。
 - (2)特殊健康診断の結果の通知（法第66条の6関係）；従来から定期健康診断結果の通知が義務付けられていたが、今回新たに特殊健康診断等についてもその結果を各受診者に通知することが義務づけられた。通知は、総合判定結果だけでなく、各健康診断の項目ごとの結果も通知する必要があるとしている。
2. 石綿関係；石綿による健康障害が社会問題化し、平成17年「石綿障害予防規則」が制定された。その後も石綿製品の全面禁止に向けた検討が行われ、今回経過的に政省令の一部改正が行われ、平成18年8月2日に公布、同年9月1日施行された。
 - (1)労働安全衛生法施行令の一部改正；代替が困難な一部の石綿製品を除き、石綿等の製造等が全面禁止された。また、規制の対象となる石綿等は、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から、「0.1%を超えて含有するもの」とされた。
 - (2)石綿障害予防規則の一部改正；これまでは、作業の記録及び健康診断の結果の記録は、記録した時点から30年間の保存が義務化されていたが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとされた。

現 状

前年度に比較して、特殊健康診断の受診団体数は430から441団体に、11団体(2.6%)増加しており、受診者数も72,297名から74,398名へと2,101名(2.9%)増加している。その主な項目は、

石綿 1,073名増加 (2,000→3,073名)
有機溶剤 1,232名増加 (17,886→19,118名)

である。特に石綿は平成17年の石綿障害予防規則の制定後に受診者の増加が著しく、平成18年度も全体の増加数のほぼ1/2を占めている。平成16年度の受診者数は677名であるので、平成18年度はその4.5倍の増加となっている。その他、受診者の多い特殊健康診断の項目は、

VDT 12,875→13,277名

騒音 4,864→5,366名

と何れも増加している。また、特定化学物質の受診者は10,110名から8,002名に減少しているが、これは石綿が特定化学物質等障害予防規則から独立して石綿障害予防規則が制定されたことによるものと思われる。

その他、特殊健康診断の結果について、特に例年に比して大きな変化は見られなかった。

今後の課題

今回の労働安全衛生法の改正により、特殊健康診断を受けた労働者に対しても、その結果を個人毎に通知することとなった。一人の労働者が複数の特殊健康診断を受診することが多いので、個人毎に、特殊健康診断の種類に応じて、その結果による管理区分、自他覚症状、医師の診断等を一枚にまとめて個人通知（特殊健康診断結果のお知らせ）を行うようにした。そして裏面にそれぞれの解説・説明を記載している。これからも、個人通知の内容の配列を含めて分かり易くするように考慮する必要がある。

結核予防法が平成16年に改正され、平成17年4月からは、結核健康診断について見直されたが、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等については、平成17年4月から「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」において検討が行われ、平成18年8月に報告書が取りまとめられ公表された。それによると、胸部エックス線検査は、40歳以上を対象とする。40歳未満の者は医師の判断により省略することができることとする。ただし、雇入れ時健診の後、40歳までは5歳ごとの節目健診を行う。この、検討会の取りまとめ結果を裏付けるエビデンスを今後さらに得るための調査研究を行い、その後必要な規則の改正を行うとのことである。これに伴い、じん肺法による健診間隔との調整も必要になる。

関係の集計表は118頁に掲載